

1. 目的

「東京港湾施設等予防保全基本計画」を踏まえ、港湾施設・海岸保全施設等を計画的かつ適切に維持管理するため、施設毎に維持管理計画を策定する

2. 「東京港湾施設等予防保全基本計画」と「維持管理計画」

東京港湾施設等予防保全基本計画：東京港全体の維持管理の基本計画
 理念：○対症療发型維持管理から予防保全型維持管理へ転換し、推進する
 方針：○施設の長寿命化・施設機能の確保・維持修繕費の抑制と平準化など

維持管理計画：個別施設毎の実施計画

- 対象施設
 - ・ 予防保全基本計画対象の全港湾施設等
(下記法対象施設に加え、建築物等を対象)
 - 計画目標期間
 - ・ 計画策定時から50年
 - 維持管理レベル
 - ・ 施設を構成する部材毎に、求められる性能から維持管理する水準を定める
 - 点検診断計画
 - ・ 部材毎の点検頻度や方法を定める
 - 総合評価
 - ・ 点検データを基に、施設の性能低下度または健全度を評価
 - 維持補修計画
 - ・ 補修費用等を考慮し、補修の実施時期や方法を定める
 - ・ 施設群(例：係留施設)毎に更新投資の抑制と平準化
- ※概ね5年毎に計画を更新

3. 根拠法令等

<法令>

<法対象施設>

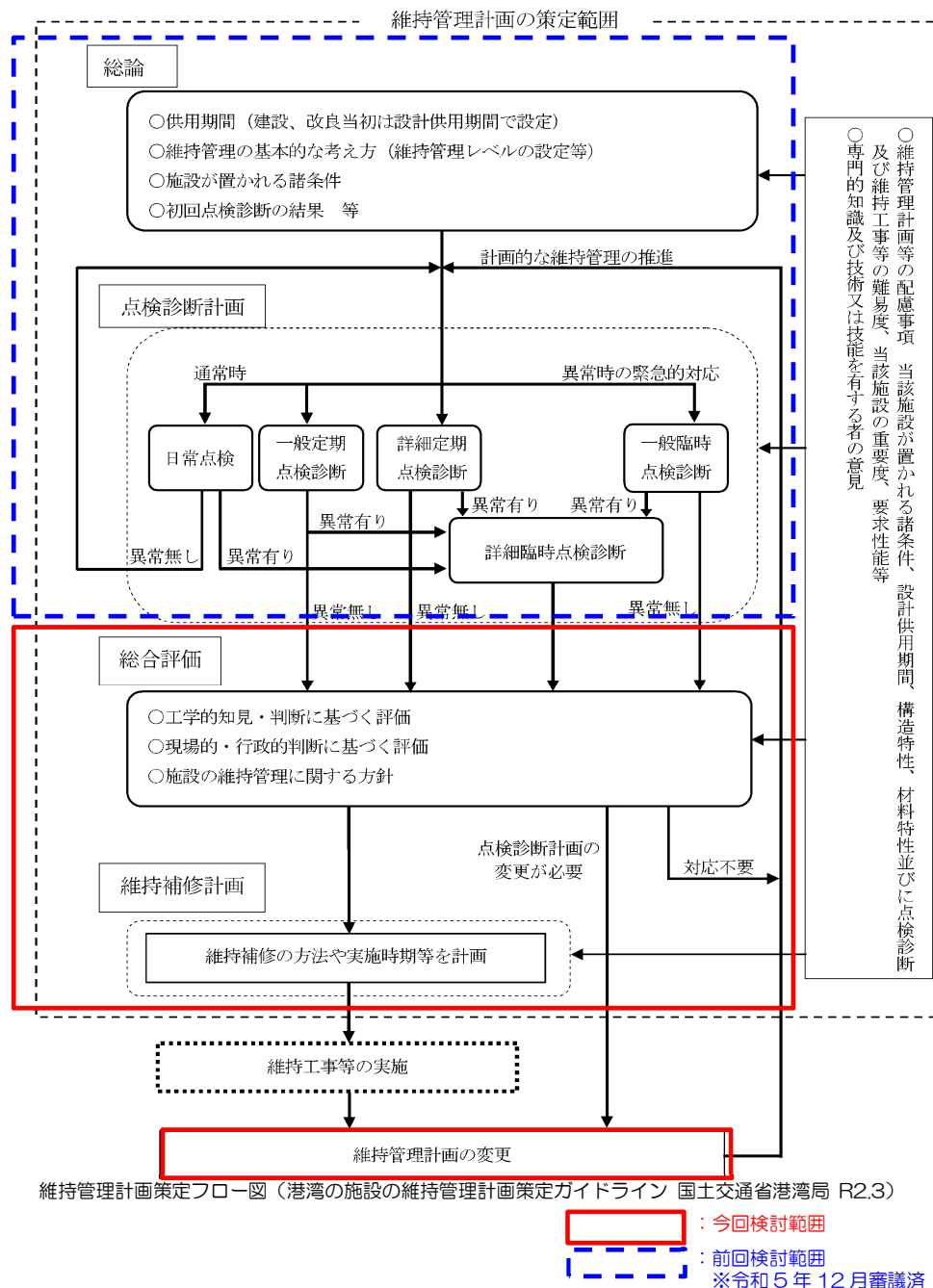
港湾法(第56条の2の2)(平成25年)等
(維持管理計画等により適切に維持する)

水域施設、外郭施設、係留施設、
臨港交通施設、荷さばき施設、保管施設、
船舶役務用施設、旅客乗降用施設等、
廃棄物埋立護岸、海浜、緑地・広場

海岸法(第14条の5)(平成26年)等
(長寿命化計画等(=維持管理計画)により適切に維持する)

海岸保全施設
防潮堤、内部護岸、水門、排水機場 等

4. 維持管理計画の更新・新規策定フロー



5. 更新・新規策定の対象施設

●令和5年度の維持管理計画の更新（268施設）

【港湾施設】

・水域施設	（航路）	3施設
・外郭施設	（防波堤・波除堤） （埋立護岸）	6施設 15施設
・係留施設	（岸壁（-7.5m以浅）・浮棧橋）	21施設（61バース（施設））
・臨海交通施設	（トンネル） （トンネル付帯構造物）	4施設 8施設
・荷さばき施設	（上屋）	15施設
・保管施設	（貯木場）	5施設
・廃棄物処理施設	（廃棄物埋立護岸）	6施設
・港湾環境整備施設	（海上公園）	10施設

【海岸保全施設】

・海岸保全施設	（港地区他）	175施設
（防潮堤・胸壁64施設、内部護岸51施設、水門7施設、排水機場1施設、陸こう18施設、逆流防止扉9施設、センター・宿舍4施設、高潮遠隔操作設備21施設）		

●新規施設の維持管理計画の策定（2施設）

【港湾施設】

・係留施設	（浮棧橋）	1施設
-------	-------	-----

【海岸保全施設】

・海岸保全施設	（防潮堤）	1施設
---------	-------	-----

6. 総合評価・維持補修計画（更新施設）

●総合評価（更新施設）

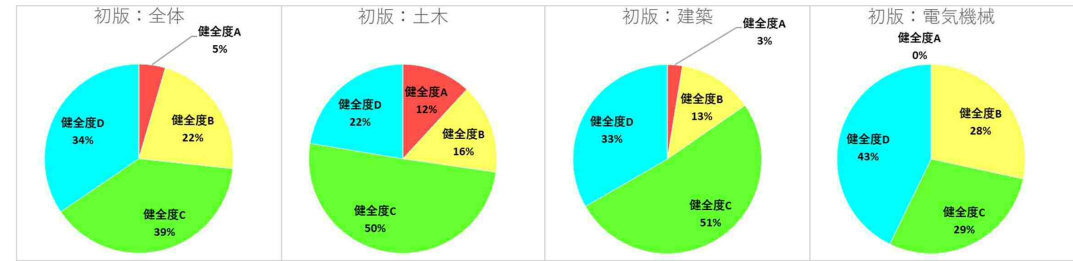


図 6-1 総合評価（平成28～30年度）

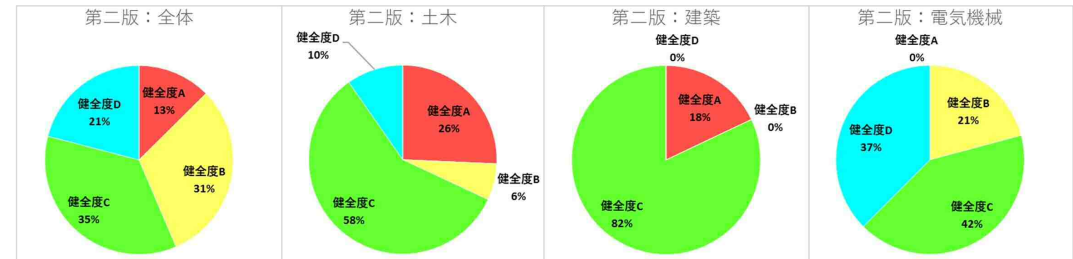


図 6-2 総合評価（令和5年度（今回更新））

健全度	診断内容
D	変状は認められず、施設の性能が十分に保持されている状態
C	変状はあるが、施設の性能の低下がほとんど認められない状態
B	施設の性能が低下している状態
A	施設の性能が相当低下している状態

●維持補修計画（更新施設）

表 4-1 補修工法の例（係留施設）

塗装塗替工	ひび割れ注入工	鉄筋電気防食工
		
コンクリートの表面に塗装を行うことにより、表面からの塩化物イオンの浸透を防止	ひびわれ部にモルタル等の無機物を注入し、ひびわれ部への浸水を防止	貴金属酸化物をコーティングしたりボン状のチタン電極を溝切りしたコンクリート中に設置し、直流電源装置を用いて電極から鉄筋に対し防食電流を供給し、鉄筋を錆から防止
断面修復工	被覆防食工	電気防食工
		
塩害などにより剥離（はくり）や剥落（はくらく）などのコンクリートの変状が生じた箇所をはつり取った後に、モルタルなどの断面修復材を用いてはつり部分を修復	鋼構造物の海上大気中から干満帯に位置する部位に適用され、ペトロラタム系防食材による防食層と保護カバーによる保護層で防食	海中においてアルミニウム、亜鉛マグネシウム合金等の陽極から鋼材へ直流電流を流すことによる防食